

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
の翌日)

目 次

◇条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例及び鳥取県麻薬中毒審査会条例の一部を改正する条例(人事課・衛生課)

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例(社会課)

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例(都市計画課)

公布された条例のあらまし

◇職員の特務勤務手当に関する条例及び鳥取県麻薬中毒審査会条例の一部を改正する条例

一 職員の特務勤務手当に関する条例の一部改正(第一条関係)

職員の特務勤務手当に関する条例で引用している「麻薬取締法」の題名を「麻薬及び向精神薬取締法」に改めることとした。

二 鳥取県麻薬中毒審査会条例の一部改正(第二条関係)

鳥取県麻薬中毒審査会条例で引用している「麻薬取締法」の題名を「麻薬及び向精神薬取締法」に改めることとした。

三 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◇世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例

一 この条例による補助の対象を次のとおり改めることとした。

(第二条、第三条関係)

名称	現 行	改 正 後
貸付対象世帯	生計困難な世帯(低所得世帯及び身体障害者の属する世帯)	低所得世帯 身体障害者、精神薄弱者及び高齢者の属する世帯
資金の内容	独立自活に必要な資金	経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るために必要な資金
事業の実施主体	社会福祉法人である社会福祉協議会	同 上

二 補助の基準については、知事が別に定めるところによることとした。(第四条、別表関係)

三 その他所要の規定の整備を行うこととした。

四一 この条例は、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

一 県立東郷湖羽台臨海公園の屋根のある多目的広場を利用しようとする者(一般利用の方法で利用しようとする者を除く。)は、知事の許可を受けなければならないこととし、その施設使用料の額を次のとおりとすることとした。

放送室	区 分		使 用 料	
	単 位	金 額	単 位	金 額
アマチュア・スポーツ活動	全面一時間につき	一、六八〇円	全面一時間につき	一、六八〇円
	二分の一面一時間につき	八四〇円	三分の一面一時間につき	五六〇円
	営利を目的としない場合	四、二〇〇円	営利を目的とする場合	二、六〇〇円
	全面一時間につき	二、六〇〇円	全面一時間につき	二六〇円

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 この条例は、平成二年十月七日から施行することとした。

条 例

職員の特殊勤務手当に関する条例及び鳥取県麻薬中毒審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二年十月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十一号

職員の特殊勤務手当に関する条例及び鳥取県麻薬中毒審査会条例の一部を改正する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「麻薬取締法」を「麻薬及び向精神薬取締法」に改める。

(鳥取県麻薬中毒審査会条例の一部改正)

第二条 鳥取県麻薬中毒審査会条例(昭和六十一年三月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

本則中「麻薬取締法」を「麻薬及び向精神薬取締法」に改める。

本則中「麻薬取締法」を「麻薬及び向精神薬取締法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二年十月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十二号

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

題名中「世帯更生資金貸付事業」を「生活福祉資金貸付事業」に改める。

第一条中「基き、世帯更生資金貸付事業」を「基つき、生活福祉資金貸付事業」に改める。

第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この条例において「生活福祉資金貸付事業」とは、低所得世帯並びに身体障害者、精神薄弱者及び高齢者の属する世帯に対して、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るために必要な資金の貸付け並びに援助及び指導を行う事業をいう。

第三条中「であつて、世帯更生資金貸付事業を経営する前条の」を「である社会福祉事業法第七十四条に規定する」に、「その世帯更生資金貸付

事業」を「その生活福祉資金貸付事業の実施」に改める。

第四条中「世帯更生資金貸付事業の」を「生活福祉資金貸付事業の」に改め、同条第一号中「貸付に」を「貸付けに」に、「別表の」を「知事が別に定める」に改め、同条第二号中「世帯更生資金運営委員会にはかる」を「生活福祉資金運営委員会に諮る」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「世帯更生資金貸付事業」を「生活福祉資金貸付事業」に改め、同号を同条第四号とする。

第五条第一号から第三号までを次のように改める。

一 生活福祉資金貸付事業計画書

二 生活福祉資金貸付所要額調査書

三 生活福祉資金貸付事業収支予算書

第八条中「世帯更生資金貸付事業」を「生活福祉資金貸付事業」に改める。

別表を削る。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の規定に基づき交付された補助金は、この条例による改正後の生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例の規定に基づき交付されたものとみなす。

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二年十月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十三号

鳥取県都市公園条例の一部を改正する条例

鳥取県都市公園条例（昭和五十四年十月鳥取県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の見出し中「公園施設」を「公園施設等」に改め、同条第一項中「又は第二補助競技場」を「若しくは第二補助競技場又は鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の屋根のある多目的広場」に改め、「除く。」の下に「又は運動用器具その他知事が別に定める設備を利用しようとする者」を加える。

別表第一鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の項中「アーチェリー場」を「アーチェリー場 屋根のある多目的広場」に改める。

別表第四の一の2の表中

アーチェリー場	一射場一時間につき	三三〇円
---------	-----------	------

を	アーチェリー場	アマチュア・スポーツ活動
グラウ		

屋根のある多目的広場

ンド

放送室

アマチュア・スポーツ活動以外の活動

営利を目的としない場合
営利を目的とする場合

一射場一時間につき	三三〇円
全面一時間につき	一、六八〇円
二分の一面一時間につき	八四〇円
三分の一面一時間につき	五六〇円
全面一時間につき	四、二〇〇円
全面一時間につき	一、二、六〇〇円
一時間につき	二六〇円

に改める。

別表第四の一の備考二中「若しくはアーチェリー場」を、「アーチェリー場若しくは屋根のある多目的広場」に改める。

附 則

この条例は、平成二年十月七日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】